

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 5 月 31 日（金）第2910号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則（※）	（経営金融課取扱い）	1
○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定の解除	（森づくり推進課取扱い）	3
○救急病院等の認定（2件）	（地域医療整備課取扱い）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	（障害福祉課取扱い）	3
○県営土地改良事業に係る換地処分（2件）	（農地整備課取扱い）	4
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	4
○指定管理者の変更事項の届出	（建築課取扱い）	4
○歳入の収納事務の委託	（建築課取扱い）	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（南薩地域振興局取扱い）	5
○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い）	5
○前籠地区特定漁港漁場整備事業計画の公表	（漁港漁場課取扱い）	6
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	6
○落札者等の公告	（管財課取扱い）	7
○警備業貴重品運搬警備業務2級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い）	7
○鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程（※）	（県立病院課取扱い）	9

規 則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第45号

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則（平成16年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「4の項，5の項又は7の項」を「5の項」に改め，同条第2項第1号ウを次のように改める。

ウ 削除

第5条第2項第1号オ中「，6の項」を削り，同号ケ及びコを次のように改める。

ケ及びコ 削除

第5条第2項第1号ソ中「, 6の項」を削る。

第7条第2号中「年利1.05パーセント」を「年利0.85パーセント」に改める。

別表1の項中「構築物」を「, 構築物」に改め, 同表1の2の項中「異分野連携新事業分野
開拓計画承認グループ事業」を「異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業」に改め,
同表4の項を次のように改める。

4 削除			
------	--	--	--

別表6の項を次のように改める。

6 削除			
------	--	--	--

別表13の項中「に行う施設の整備」を削り, 「ための施設」を「ために施設」に, 「ための
事業(11の項に掲げるものを除く。)」を「事業」に改め, 同表14の項中「に行う施設の整備」
を削り, 「ための施設」を「ために施設」に, 「ための事業(12の項に掲げるものを除く。)」
を「事業」に改める。

附 則

- 1 この規則は, 公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則第7条の規定は, 平成25年4月1日以後の
申請に係る貸付金の貸付けについて適用し, 同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては,
なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林として
指定する。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
出水郡長島町獅子島字山神3991番1から3991番3まで, 3997番, 4001番1から4001番4ま
で
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は, 択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島
町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第647号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林
として指定する予定である旨の通知があった。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市吾平町上名字吾平山5252番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第648号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年5月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除に係る保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字篠川字深山209番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第649号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年5月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
今村病院分院	鹿児島市鴨池新町11番23号

2 認定の有効期限

平成28年6月22日

鹿児島県告示第650号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成25年5月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
新杏病院	鹿児島市宇宿三丁目41番1

2 認定の有効期限

平成28年5月20日

鹿児島県告示第651号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
こじか調剤薬局	日置市伊集院町妙円寺二丁目 34番地5	平成25年 6月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第652号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会医療法人 義順顕彰会	西之表市西之 表7463番地	訪問看護ステ ーション野の 花	西之表市西之 表7463番地	平成25年 6月1日	育成医療

鹿児島県告示第653号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備横川地区の換地計画に係る換地処分を，平成25年5月20日に行った。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第654号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備吾平地区の換地計画に係る換地処分を，平成25年5月17日に行った。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第655号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，志布志市長から平成25年1月22日鹿児島県告示第53号で告示した公共測量の実施は，平成25年3月29日終了した旨の通知があった。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第656号

鹿児島県公の施設に関する条例施行規則（平成17年鹿児島県規則第74号）第5条第2項の規定により，県営住宅（鹿児島市内分）の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
鹿児島市新屋敷町16番228号
- 2 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

名称	財団法人鹿児島県住宅・ 建築総合センター	公益財団法人鹿児島県住 宅・建築総合センター	平成25年4月1日
----	-------------------------	---------------------------	-----------

鹿児島県告示第657号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年5月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
鹿児島市に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町16番228号
公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター
- 3 委託期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

南薩地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年5月31日

南薩地域振興局長 森秀樹

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ドリーム南さつま	南さつま市加世田津貫14215番地1	特定非営利活動法人ドリーム南さつま	南さつま市加世田津貫14215番地1	中江 達好	平成25年5月1日	就労継続支援B型

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成25年5月31日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年5月31日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年5月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ鹿屋店
鹿屋市旭原町3591番16 外6筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年2月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,900平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
第1駐車場 建物南側 147台
第2駐車場 建物北側 19台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 189平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 建物内西側 17立方メートル
廃棄物等保管施設2 建物内西側 17立方メートル
廃棄物等保管施設3 建物内西側 17立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前10時
イ 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
第1駐車場 2箇所 店舗敷地南側及び東側
第2駐車場 1箇所 店舗敷地北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後5時まで
- 7 届出年月日
平成25年5月17日

前籠地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、前籠地区特定漁港漁場整備事業計画（平成15年5月23日鹿児島県公報第1884号の3をもって公表）を別冊のとおり変更した。

平成25年5月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年5月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（2工区）
始良市加治木町木田字須崎1377番19の一部、1393番31及び1393番32
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号

ヤマエ久野株式会社
代表取締役 田村哲丸

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複写機用再生紙 (A 4 判) 9 式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日
平成25年 3 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) トップラン・フォームズ株式会社鹿児島営業所
鹿児島市中央町9番1号
1箱(2,500枚入り)当たりの単価1,060.5円(鹿児島市地区分), 1,060.5円(日置・串木野地区分), 1,060.5円(南薩地区分), 1,060.5円(薩摩地区分), 1,060.5円(始良・伊佐地区分), 1,060.5円(曾於地区分), 1,060.5円(肝属地区分)
 - (2) 株式会社文友社
薩摩川内市大小路町8番15号
1箱(2,500枚入り)当たりの単価1,512円(熊毛地区分)
 - (3) 有限会社鹿児島事務機商会
鹿児島市甲突町12番18号
1箱(2,500枚入り)当たりの単価1,596円(大島地区分)
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成25年 2 月 8 日

公安委員会公告

警備業貴重品運搬警備業務2級検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業貴重品運搬警備業務2級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 1 検定の種別及び級の区分
貴重品運搬警備業務2級
- 2 検定の実施日時, 実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
平成25年 9 月 4 日(水)午前9時から午後5時まで。ただし, 受付は, 当日の午前8時30分から午前9時までとする。
 - (2) 実施場所
宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559番地1)
 - (3) 受検定員
30人(宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし, 受付先着順とする。)
- 3 検定の受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの

4 検定方法及び内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成25年7月23日（火）から同年8月2日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出書類

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 5 月 31 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県立病院局企業管理規程第 4 号

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成24年」を「平成25年」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 5 月 31 日から施行する。